

しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしょ ジョイ トウ ワーク じゅうようじこうせつめいしょ
就 労 定 着 支 援 事 業 所 Joy to Work 重 要 事 項 説 明 書

1. **事業所経営法人の概要**

| | |
|---------------------|---|
| めい しょう 名 称 | しゃかいふくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会 |
| ほうじんしょざいち 法人所在地 | えひめけんまつやましふくずみちようこう ばんち 愛媛県松山市福角町甲1829番地 |
| でんわばんごう 電話番号 | 089-978-5855 |
| だいひょうしゃしめい 代表者氏名 | りじちよう よしの みちこ 理事長 芳野 道子 |

2. **事業所の概要**

| | |
|----------------------------|--|
| めい しょう 名 称 | しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしょ ジョイ トウ ワーク 就 労 定 着 支 援 事 業 所 Joy to Work |
| しせつしょざいち 施設所在地 | えひめけんまつやましごんげんちようこう ばんち 愛媛県松山市権現町甲141番地 |
| していねんがつび 指定年月日 | へいせい ねん がつ ひ 平成30年8月1日 |
| じぎょうしょばんごう 事業所番号 | 3810104525 |
| かんりしゃしめい 管理者氏名 | よしの たえ 芳野 妙 |
| さーびすかんりせきにんしゃ サービス管理責任者 | いしまる ゆうさく 石丸 雄策 |
| でんわばんごう 電話番号 | 089-979-4566 |
| ファックスばんごう FAX番号 | 089-979-3412 |
| めーる メール | matufuku@poem.ocn.ne.jp |
| うんえいほうしん 運営方針 | <p>1) 利用者に対して、就労先での就労継続を図るために必要な雇用先の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行います。</p> <p>2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供します。</p> <p>3) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町、その他障害者支援施設、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。</p> |

| | |
|---|--|
| しせつ しゅるい 施設の種類 | しゅうろうていちゃくしえんじぎょう 就労定着支援事業 |
| じぎょう 事業の め てき 目的 | しょうがいふくしきーびす りょう つうじょう じぎょうしよ こよう りょうしゃ たい 障害福祉サービスを利用して通常の事業所へ雇用された利用者に対して、 とうがいこよう ともな しょう にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ かくはん もんだい かん 当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関 する相談等の実施、また、こようさき じぎょうぬし しょうがいふくしきーびす じぎょうしゃとう 雇用先の事業主や障害福祉サービス事業者等との れんらくちようせいおよ れんけい おこな りょうしゃ しょくば ていちゃくおよ しゅうろう けいぞく ほか 連絡調整及び連携を行い、利用者の職場への定着及び就労の継続を図る。 |
| しゅ たいしやうしや 主たる対象者 | ちてきしやう しや 知的障がい者 |
| へいせつじぎょう 併設事業 | しせつにゆうしよしえん しゅうろういこうしえん せいかつかいご しゅうろうけいぞくしえんビーがた きょうどうせいかつえんじよ 施設入所支援・就労移行支援・生活介護・就労継続支援B型・共同生活援助 じぎょう 事業 |
| つうじょう じぎょう 通常の事業 じっしちいき の実施地域 | まつやましおよ しゅうへんちいき 松山市及びその周辺地域 |
| えいぎょうびおよ 営業日及び えいぎょうじかん 営業時間 | えいぎょうび げつようび きんようび りょうしやおよ こようさきとう つごう どにちとう 営業日；月曜日～金曜日（ただし、利用者及び雇用先等の都合により土日等 に振り替えて実施することがある。） えいぎょうじかん ごぜん じ ごご じ ぶん 営業時間；午前8時30分～午後5時30分 |
| さーびす サービス ていきょうひおよ 提供日及び さーびす サービス ていきょうじかん 提供時間 | さーびす ていきょうひ げつようび きんようび りょうしやおよ こようさきとう つごう サービス提供日；月曜日～金曜日（ただし、利用者及び雇用先等の都合によ どにちとう ふ か じっし り土日等に振り替えて実施することがある。） さーびす ていきょうじかん ごぜん じ ごご じ さきいがい じかん さーび サービス提供時間；午前9時～午後5時（ただし、左記以外の時間もサービ す ていきょう スを提供することがある。） |
| じこひようか 自己評価 じっしじようきよう 実施状況 | じっしじようきよう うむ なし 実施状況の有無；無 |
| だいさんしやひようか 第三者評価 じっしじようきよう 実施状況 | じっしじようきよう うむ なし 実施状況の有無；無 |

3. 事業所の設備等の概要

①主な設備（ m^2 ）

| | | | | | |
|------------------------|-----------------|------------------------|-----------------|--------------------|----------------|
| えんちやうしつ 園長室 | しつ 1室(24.14) | そうだんしつ 相談室2 | しつ 1室(13.50) | たもくてきといれ 多目的トイレ | しつ 1室(6.97) |
| だんせいしやうしつ 男性化粧室・トイレ | しつ 1室 (8.78) | じよせいしやうしつ 女性化粧室・トイレ | しつ 1室 (4.33) | | |

4. 従業者の配置状況

| 職 種 | 常勤換算 | 常 勤 | 非常勤 | 指定基準 |
|-----------|------|------|-----|-------------|
| 管理者 | 1名 | 1名兼務 | — | 1名 |
| サービス管理責任者 | 1名 | 1名兼務 | — | 1名 (60 : 1) |
| 就労定着支援員 | 0.3名 | 1名兼務 | | 40で除した数以上 |

5. 主な職種の勤務体制

| 職 種 | 主 な 勤 務 体 制 | | | |
|-----------|------------------|--|----|--------------------|
| 管理者 | 8 : 30 ~ 17 : 30 | | | |
| サービス管理責任者 | 8 : 30 ~ 17 : 30 | | | |
| 就労定着支援員 | 通常 | 8 : 30 ~ 17 : 30 | 夜勤 | 14 : 00 ~ 翌10 : 00 |
| | 早出 | ① 6 : 00 ~ 15 : 00 ② 7 : 30 ~ 16 : 30 | 遅出 | 10 : 00 ~ 19 : 00 |

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

| サービスの種類 | サービスの内容 |
|-----------------------------|--|
| 対面による相談 支援及び助言 | 月1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、助言を対面により行います。 |
| 雇用先の事業主等、 関係機関との連絡 調整 | 月1回以上、雇用先の事業主を訪問することにより、職場での状況を把握するよう努めます。 |
| サービス利用中に 離職する者への 支援 | サービス提供期間中に雇用された事業所を離職する利用者が他の通常の仕事への就職等を希望した場合、特定相談支援事業者その他関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 |

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の就労定着を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といえます。)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありませんので(3)利用者負担の軽減について【別表1】をご参照ください。また、障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

| 項目 | 料金 | 金 |
|------------------|----------------------|-----|
| 就労に向けての支援に必要な諸経費 | 実 | 費 |
| 故意破損弁償代 | 各種保険加入者は保険補償範囲を超えた場合 | |
| コピー費用 | 一枚 | 10円 |
| 日常生活上必要となる諸費用 | 実 | 費 |

(3) 利用者負担の軽減について

[利用者負担に関する月額上限]

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

【別表1】

| 区分 | 世帯の収入状況 | 1ヶ月あたりの負担上限 |
|------|--|-------------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得1 | 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下である方 | |
| 低所得2 | 市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入 | |
| 一般1 | 市町村民税課税世帯 (20歳未満) | 9,300円 |
| 一般2 | 市町村民税課税世帯 | 37,200円 |

(4) 利用料金・費用のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、当月末日精算し、ご請求いたしますので、翌々月10日払いです。(金融機関がお休みの場合は翌営業日)

<支払い方法>

- ・ご指定金融機関の口座から自動引落しでお願いします。
- ・施設指定の金融機関の口座に振込んでいただく場合

○ 伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734

社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 芳野 道子

○ 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339

社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 芳野 道子

8. 事故発生時等の緊急時の対応

事業所は、利用者に対する就労定着支援サービス中に事故が発生した場合は、市町及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

9. 要望・苦情等申立先並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

(1) 要望・苦情申立先

事業所は提供した就労定着支援に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

① 事業所内の受付窓口

| 担当名 | 職名・役職名 | 氏名 | 住所 | 電話番号 |
|-------|---------------|------------------|---------------|--------------|
| 受付担当 | 松山福祉園課長 | 松本 潤 | 松山市権現町甲141 | 089-979-4566 |
| 第三者委員 | 福角会監事 | 小 林 保一 | 松山市吉藤2丁目17-46 | 089-922-5265 |
| | 福角会評議員選任・解任委員 | やぎ たかのり 八木 孝教 | 松山市堀江町甲1378-5 | 089-979-0405 |
| 解決責任者 | 松山福祉園園長 | よしの たえ 芳野 妙 | 松山市権現町甲141 | 089-979-4566 |

② 行政等の受付機関

| 機 関 | 名 | 住所 | 電話番号 |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 愛媛県 | 保健福祉部障害福祉課 | 松山市一番町4-4-2 | 089-941-2111 |
| 松山市 | 福祉事務所・障がい福祉課 | 松山市二番町4-7-2 | 089-948-6849 |
| 愛媛県社会福祉協議会 | 運営適正化委員会 | 松山市持田町3-8-15 | 089-998-3477 |

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は就労定着支援の提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整え、虐待防止委員会を設置し従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

| | | | |
|-------------------------------|------------------|------------------------------|-----------------|
| たん とう めい 担 当 名 | し めい 氏 名 | じゅう しょ 住 所 | でんわばんごう 電話番号 |
| ぎやくたい ぼうし せきにんしゃ 虐待 防止 責任者 | まつもと じゆん 松本 潤 | まつやましごんげんちようこう 松山市権現町甲141 | 089-979-4566 |

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

| | |
|--------------------|---|
| せつ ぱく せい 切 迫 性 | りようしゃほんにん た りようしゃとう せいめいしんたい きけん 利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が いちじる たか ばあい 著 しく高い場合 |
| ひだいたいせい 非 代 替 性 | しんたいこうそく た こうどうせいげん おこな い がい だいたい しえんほうほう ばあい 身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合 |
| いち じ せい 一 時 性 | しんたいこうそく た こうどうせいげん いちじてき ばあい 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合 |

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することを約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

10. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

| | | | |
|------------------------------|----------------|------------------------------|-----------------|
| たん とう めい 担 当 名 | し めい 氏 名 | じゅう しょ 住 所 | でんわばんごう 電話番号 |
| こじんじょうほうほごかんりしゃ 個人情報保護管理者 | よしの たえ 芳野 妙 | まつやましごんげんちようこう 松山市権現町甲141 | 089-979-4566 |

(1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報（利用者または家族の秘密など）について在職中のみならず退職後においても他にもりません。

(2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合がある

ため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

*閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

(3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報同意書」による）に基づき情報提供を致します。

(4) 実習生及びボランティアの受け入れ施設であるため、その期間中必要に応じ個人情報を提供する場合があります。

わたし ほんしょめん もと
私は本書面に基^{もと}づいて、これから利用^{りよう}する就^{しゅう}労^{ろう}定^{てい}着^{ちやく}支^し援^{えん}事^じ業^{ぎょう}所^{じょ}の重^{じゅう}要^{よう}な事^じ項^{こう}につ^{じョイ}いて、Joy
to Work 職^{しよく}名^{めい} _____ 氏^し名^{めい} _____ から説^{せつ}明^{めい}を受^うけまし^た。
ほんしょめん ふようぎむしゃとう たちあ せつめい う ばあい たちあいにらん しょめいおういん
本書面^{ほんしょめん}につ^{いて}、扶^ふ養^{よう}義^ぎ務^む者^{しゃ}等^{とう}の立^{たち}会^あい^{にん}に説^{せつ}明^{めい}を受^うける場^ば合^あい^{にん}は、立^{たち}会^あい^{にん}欄^{らん}に署^{しょ}名^{めい}押^{おう}印^{いん}するもの
としま^す。

れいわ ねん がつ ひ
令和 年 月 日

りようしゃ
利用者

じゅう しょ
住 所 _____

し めい
氏 名 _____

印

たちあいにん
立会人

じゅう しょ
住 所 _____

し めい
氏 名 _____

印

りようしゃ かんけい
利用者との関係 ()

とうじぎょうしょ しゅうろうていちゃくしえんじぎょうさーびす ていきょう ほんしょめん もと じゅうようじこう
当事業所^{とうじぎょうしょ}は、就^{しゅう}労^{ろう}定^{てい}着^{ちやく}支^し援^{えん}事^じ業^{ぎょう}サービス^{さーびす}の提^{てい}供^{きょう}にあたり、本^{ほん}書^{しょ}面^{めん}に基^{もと}づいて、重^{じゅう}要^{よう}事^じ項^{こう}につ
いて説^{せつ}明^{めい}いたしまし^た。

じぎょうしょ
事業所

しょざいち
(所在地)

えひめけんまつやましごんげんちよう ばんち
愛媛県松山市権現町 1 4 1 番地

めい しょう
(名 称)

しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしょ ジョイ トウ ワーク
就^{しゅう}労^{ろう}定^{てい}着^{ちやく}支^し援^{えん}事^じ業^{ぎょう}所 Joy to Work

かんりしゃ よしの たえ
管^{かん}理^り者^{しゃ} 芳^{よし}野^の 妙^{たえ} 印